

令和4年度 公益財団法人秋田県女性会館 第5回理事会議事録

1 日 時 令和5年1月19日(木) 午後1時30分から3時45分まで

2 会 場 秋田県女性会館 第2実技研修室(アトリオン7階)

3 出席者 理事現在数10名 定足数6名

[理事出席者] 理事 高山万紀子 理事 烏トキエ 理事 鈴木悠子 理事 今野謙
理事 鷺谷マツ 理事 安田英子 理事 庄内公子 (以上7名)

[監事出席者] 監事 小林 章

[理事欠席者] 理事 山田京子 理事 小玉喜久子 理事 中川聖子 (以上3名)

[監事欠席者] 監事 川越よし子

4 議 題

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産状況(案)について

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の法人運営のあり方(中期的な収支の見
通し)(案)について

[報告事項]

① 令和4年度1月末の講座数・受講者数・受講料収入見込みについて

② その他

5 議事の経過の概要及びその結果

定款第35条の規定に基づき、高山万紀子代表理事が議長となり、議事に入った。

はじめに本理事会は、定款第36条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成
立し、決議できる条件を満たしていることを確認の上、決議事項第2号議案を協議する
にあたり必要な報告事項があることから出席理事の了解を得て、報告事項・決議事項の
順に協議に入った。

[報告事項]

① 令和4年度1月末の講座数・受講者数・受講料収入見込みについて

このことについて業務執行理事から資料に基づき説明が行われ、令和4年度1月末
現在の生涯学習講座(長期講座)の講座数・受講者数・受講料収入が前月に比べて増
加し、2月分は、それらがさらに増加することが見込まれることが報告された。増加
の要因は、12月に営業を停止した近隣のカルチャーセンターの講座を受け入れたこ
とにある。因らずも、同業のセンターさんの講師・受講者の学習継続の支援が、女性
会館の講座・受講者・受講料収入の増加につながっている。

しかし、課題は会場数の限界にある。女性会館の教室(研修室等、講座を実施でき
る会場)が少ないことから教室確保のやり繰りができず、多くの講座開設の申し出を
断らざるを得なかったことも報告された。

したがって、会館の存続・安定運営のためには、公益目的事業における受講料収入
だけではなく新たに収益事業が必要であるという説明が代表理事からもあり、出席理
事全員に了承された。

② その他

その他の報告はなかった。

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産状況(案)について

第1号議案について、業務執行理事から資料に基づき流動資産(財政調整資金)から

の支出について説明が行われた後、協議が行われ出席理事全員一致で承認された。

なお、財政調整資金以外の流動資産の現在額について確認するため、会計担当の三浦職員が一時同席して現在の金融機関口座残高を説明し、出席理事はこれを了承した。

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の法人運営のあり方(中期的な収支の見通し)
(案)について

第2号議案について、公益財団法人秋田県女性会館収益事業計画書(案)及び収支予算書(案)を今年度第3回理事会及び第4回理事会に引き続いて協議した。

「公益財団法人秋田県女性会館収益事業計画書(案)」について代表理事から計画書(案)及び収益事業の変更認定申請のための公益インフォメーション入力事項(変更認定申請の理由、定款上の根拠、収益事業の内容・概要など)の説明が行われた。

次に「収支予算書(案)」について業務執行理事から令和5年度収支予算書(損益計算方式)(案)、令和4年度補正予算(案)及び令和5～7年度予算見込みの説明が行われた。この後質疑が行われ、秋田県公益認定等委員会に新規収益事業の変更認定申請を行うため、当該議案のとおり公益インフォメーションに入力し、本年1月末日までに送信することが出席理事全員一致で決議された。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した代表理事並びに監事は次のとおり署名押印する。

なお、軽易な文言の修正は、代表理事に委任する。

令和5年 1 月 27日

公益財団法人秋田県女性会館

議長 代表理事

高山 万紀子



監 事

小林 章

